

【用語】慥成ル者——身元が確實な者 請人——保証人 身代金——人身担保の代償として支払われた金銭 実正——眞実で間違いないこと しほ——織物の糸の撚りの関係から表面にできるでこぼこ 欠落——他所へ逃げ失ること、逃亡 急度——必ず 埼明一片がつく、解決する

【解説】明治中期から昭和初年代にかけて、中野紺^{がすり}の名で全国的に知られた館林地方の綿織物は、江戸時代の一八世紀半ば頃、下總国から^{ゆうさきじ}結城縞^{ゆうきじま}の技術を導入して始まつたといわれる。そして、一九世紀初めには袴地を産出して江戸に売り出すまでになり、維新期には紺織りが考案され、足利市場（栃木県足利市）で好評を博したとされている。安政二年（一八五五）の「上州館林組合村々地頭性名其外書上帳」によれば、農間稼ぎとして糸撚りと記しているのが一〇カ村、機織りが四カ村、糸撚り・機織りが一二カ町村となつてゐる。一方、小泉町（邑楽郡大泉町）の六斎市が原料綿の供給機能を果してゐたことも知られており、綿織地域には織屋・織元などの出現も予想されるが、残念ながらその実態は明らかにされていない。

この文書は天保十三年（一八四二）十二月、邑楽郡藤川村（邑楽郡邑樂町）の浅右衛門が娘まさを同村の織屋清左衛門のもとへ機織り奉公に差し出した際の請状である。これによると、期間は一年季で、織貢は「四四反に金一両」の割合で算定し、一ヶ月に一二反ずつ織り上げるといし、契約時に身代金として金七両一分を受け取つてゐることがわかる。なお、まさの年間織り上げ高は一四四反、織貢は約三両二分余と算定され、身代金七両一分はほぼ二年間の織貢高に相当することになる。ただし、このようなケースは例外的で、一四〇五反に一両の割で織貢の一部を給金として前借りするのが一般的であった。